

東京医科大学 臨床研究審査委員会の審査手数料

特定臨床研究に係る審査意見業務

区分	東京医科大学及び 関連施設が 主たる研究機関	その他が 主たる研究機関
初回審査手数料	300,000 円	600,000 円
継続審査手数料	100,000 円	200,000 円

〈税込〉

特定臨床研究以外の臨床研究に係る審査意見業務

区分	東京医科大学及び 関連施設が 主たる研究機関	その他が 主たる研究機関
初回審査手数料	200,000 円	400,000 円
継続審査手数料	100,000 円	200,000 円

〈税込〉

臨床研究法の施行前から実施している臨床研究に係る審査意見業務

区分	東京医科大学及び 関連施設が 主たる研究機関	その他が 主たる研究機関
研究開始から 症例登録完了まで	150,000 円	300,000 円
症例登録完了から 観察期間終了まで	100,000 円	200,000 円
観察期間終了から データ固定まで	50,000 円	100,000 円

データ固定から研究終了 (総括報告書を委員会が 受理した時) まで	50,000 円	100,000 円
継続審査手数料	50,000 円	100,000 円

〈税込〉

〈注〉

- (1) 審査料には、中止・終了・定期報告の審査、疾病等発生に関する報告の審査に係る費用等を含むものとする。
- (2) 収支並びに申請状況を確認した上で、必要な場合には審査手数料の見直しを行う。
- (3) 外部委員の委員会出席に伴う謝礼および技術専門員への謝礼、事務局費用(人件費、消耗品費等)、委員会運営費(会議費、オンライン倫理審査システム費等)を年間の予定審査件数で除した金額を審査手数料とした。
- (4) 東京医科大学および関連施設が主たる研究機関からの申請については、臨床研究の各種研究費における間接経費および管理経費が事務局および倫理審査システムの運営に充てられているため審査手数料を 1/2 の額と設定した。
- (5) 臨床研究法の施行前から実施している臨床研究に係る審査意見業務については、書類審査等必要な業務量等が少ないことから審査手数料を設定した。
- (6) 特定臨床研究以外の臨床研究に係る審査意見業務については、特定臨床研究に比べて一般的にリスクが低いと考えられることから審査手数料を設定した。

2020年3月10日 第5版